

飲食店などコロナで売上減

・営業時間の短縮

休業もしくは午前5時～午後8時(酒の提供7時まで)営業許可を受けた店舗で接待を伴う飲食店または酒類を提供する飲食店

・飲食店の協力金は?

2万5千円～7万5千円の範囲で支払う

・売上が30%以上減少した中小業者には

一時金として一律20万円の交付(国の月次支援金と併用可能)

全県に時短要請

当地域も非常事態宣言

(県全域)

7月の異動後の税務調査が

始まっています。

コロナ禍ですが、税務署は容赦なく税務調査を行っています。10の心得をもう一度「自主計算パンフ」P22を読み、慌てず対しましょう。



お知らせ

事務所のお盆休みは8月13日(金)～16日(月)です。緊急の場合は事務所に連絡ください。転送しています。

会費納入のおねがい

お盆の月になります。8月の会費納入は早めに納入ください。ご理解とご協力よろしくお願ひします。

コロナ禍・売上減の方 国保税の減免申請を!

国保の減免
申請しました。

西郷のある会員さんは、昨年の国保税の減免と同様に令和3年度も売上が3割以上減収の見込みの判断をし、早速、国保税コロナ特例減免を申請しました。
ほかの市町村でもコロナ特例減免を受け付けています。現在昨年の売上の3割を切りそうだと思われる方は是非、特例減免申請に取り組みましょう。
申請相談会は、8月は25日(水)が予定されています。相談希望の方は事務所までお申し込み下さい。

次回申請学習会
8月25日(水)
午後1時30分～

令和3年の収入が令和2年の当該収入と比べ3割以上の減収(見込みで判断可能)の事業者は国保税のコロナ特例減免があります。申請して見ませんか。



市役所交渉 8月2日(月)

国保・事業主にも傷病手当を!
白河市役所に要請
国保の被用者には傷病手当が支給されるのに事業主には支払われないのは不公平だとして、事業主にも適用するよう要請しました。
市の担当課の代表は、所得補償額の算定が困難なので、財政支援の対象ですとの回答に至りました。

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

全商連創立70周年に向けた

会員・商工新聞拡大に

会員一人ひとりのご協力が必要です。ご協力お願いします。

